

東久留米市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画（素案）
に対するパブリックコメント

募集期間：平成30年2月15日（木）～平成30年3月6日（火）

受付件数：6名（31件）

項目	ご意見の内容	ご意見に対する方針等
第2章 障害のある人の現状と推計～ サービスの実績と評価～	<p>東久留米市の障害福祉施策全般についてどのように感じているか、このアンケートの結果、全体及びどの障害者においても「わからない」が1番多くなっており、今のやり方が不十分であるということがわかります。</p>	<p>アンケート調査の回答者全体では「とても充実している」「充実している」が24.2%、「あまり充実していない」「充実していない」が21.6%とほぼ等しくなっています。また、「わからない」「無回答」が54.3%と過半数となっています。当事者の方への状況理解のためにも、当市の障害福祉施策の周知・啓発を行っていきます。</p>
	<p>すべての障害区分において、「福祉に関する情報の入手方法」で多いのは「市や社会福祉協議会等の広報紙」となっています。しかし、広報誌だと掲載できるスペースも限られてしまいますし、ほしいときに情報が入手できないことがあります。東久留米市のホームページはもちろんのこと、SNSの活用も視野に入れてははいかがでしょうか。</p>	<p>インターネットを利用した情報の提供については、市のホームページのほか、災害情報等についてはTwitter等でも情報提供を行っています。</p>
	<p>「障害者虐待防止法」による通報義務の認知度について、まず、虐待というと身体的虐待ばかりが虐待とされているかと思えますので、心理的、性的、経済的、ネグレクトについても虐待であるという認識の啓発が必要だと思えます。</p>	<p>障害者への虐待の防止には、当事者も含めた周知が必要です。「障害者虐待防止法」について今後も啓発に努めていきます。</p>
	<p>「障害者差別解消法」の認知度について、とても不十分だと思えます。差別を差別と感じていないこともあり、啓発が必要だと考えています。</p>	<p>障害者差別の解消には、障害・病気に対する理解が大切です。市では平成28年度より「障害・難病等啓発事業補助金」を設け、障害・難病等の啓発活動を行う</p>

		<p>当事者団体に対し補助金を交付しています。また、障害者差別解消法の周知・啓発については、「東久留米市地域自立支援協議会・すみよいまちづくり部会」にてご協議頂いております。</p>
	<p>「ヘルプカード」の認知度について、障害者手帳（愛の手帳なども）を見せるのはやはり抵抗がある方も多く、また、場合によっては個人情報が出してしまう可能性があります。ヘルプカードの普及・認知度アップをお願いします。</p>	<p>ヘルプマークについては、平成29年7月20日にJISに採用され、全国的な広がりを見せています。ヘルプマークを活用したヘルプカードについて、東京都と連携をしながら普及啓発に努めていきます。</p>
	<p>災害時に避難支援を依頼できる方の有無について、発達障害の方が「いない」の回答が一番多いが、発達障害の方は支援がとても難しいと思います。在宅で生活している方についてはやはり、健常者の方とともに避難されることになるかと思えます。「こだわり」などはいつもと違う状況下にかかるととても苦労すると思えます。ある程度の整理ができる状況になったときに避難先でのすみわけは必要になるかと思えます。そのためのシミュレーションをしておけば、いざというときにスムーズにできると思えます。また北朝鮮のミサイルなどの件で、Jアラートの話がでしたが、テレビのないところ、ラジオのないところでは苦労したと聞きます。どこに避難したらよいのか、どう行動を起こしたらよいのかについて啓発をよろしくをお願いします。</p>	<p>発達障害の方を含め、援護を要する方の災害時の支援については、今後策定される予定の東久留米市避難行動要支援者避難支援計画に基づき、支援を進めていきます。</p> <p>また避難については、援護を要するか否かにかかわらず、まず開設された避難所に避難することとなります。情報の発信については、いただいたご意見を参考としつつ、啓発に努めていきます。</p>
	<p>地域及び職場での障害者への理解について、職場においては平成30年4月1日から法定雇用率が変わると聞いています。健常者と同じく、障害者でもうまく能力と仕事がマッチングできればと思います。「合理的配慮」ができるのにすぐに「負担が過重」というのはどうかと思えます。残念ながら、現在、民間事業者は努力義務なので強くは言えないのですが、当事者の側の気持ちも考えていただきたいと思えます。</p>	<p>障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正、障害者雇用促進法の改正、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の施行など、ここ10年間での障害のある方に関わる法的整備が進んでいます。市ではそれぞれの法律の趣旨をふまえ、障害のある方への理解促進に努めていきます。</p>
	<p>「今後、どのような生活の場で暮らしたいか」について、多くの方が「家</p>	<p>日中活動の場の確保については、福祉人材の不足等に</p>

	<p>族と暮らしたい」と答えています。ぜひ、日中活動系の充実をしていただき、家族のレスパイトを受け入れられる体制を作っていただきたいと思ひます。放課後等デイサービスについては数は十分かと思ひますので、今後は質の向上をお願いしたいと思ひます。しかし、成人に関してはまだまだ少ないと感じています。新規参入をしやすい環境を作っていただきたいと思ひます。</p>	<p>より需要に対応できない状況があります。事業所等と連携して人材確保等、課題の解決に向け努めていきます。</p>
	<p>「今後、市行政で重点的に取り組むべきと思ひする施策」について「障害者への理解を深めるための講習やイベント」はぜひ行っていただきたいと思ひます。「障害特性に対応した情報提供」について、それぞれの特性に合わせた対応をお願いしたいと思ひます。「研修等による支援者やボランティアの育成」について、障害者施設の支援員や、介護施設の介護職の給与を向上させるのは大変だと思ひるので、ボランティアさんを活用していただきたいと思ひます。</p>	<p>「今後、市行政で重点的に取り組むべきと思ひする施策」については回答者の障害や病気、年齢等によって回答内容が多様です。障害のある人のニーズを的確にとらえ、施策に取り組むよう努めていきます。</p>
	<p>団体ヒアリングのまとめ（主な意見）について、NEEDSの把握をきちんとしてほしいと思ひます。</p>	<p>当事者団体のヒアリングでは、その障害、病気のある方ならではの意見等を伺うことができました。</p>
	<p>障害を持つ人が、65歳を迎えて介護保険に移行した際に、介護保険でも対応できるような体制を作れるような環境を整えていただきたいと思ひます。</p>	<p>平成30年度の法改正の内容は、現時点で詳細が示されておりませんが、介護保険移行に際しては丁寧に対応していきます。</p>
<p>第3章 障害福祉計画</p>	<p>障害者等の入所施設や精神科病院からの地域移行支援について、基本的には賛同いたしますが、地域移行への実績を求めるあまり、生活の身の回りの支援による負担が家族（親や兄弟、配偶者など）に過度に及ぶような地域移行支援にならないよう、家族への配慮も忘れないでください。</p>	<p>地域移行については、障害や病気のある方の自らの意思が前提となります。市ではノーマライゼーションの理念のもと、自己決定を尊重し、その意思決定に寄り添える支援を目指していきます。</p>
	<p>「青年・成人期の余暇活動について」について、児童はあるのに、どうして成人期の日中活動終了後のサービスの受け皿はないのでしょうか。障害当事者の青年・成人期の余暇や、家族の就労やレスパイトを目的とした新しい社会資源の創出を強く望みます。そのための必要な調査・研</p>	<p>多様な需要がある状況を国や都に情報提供すると共に、生涯学習や地域生活支援拠点の考え方をふまえ、青年・成人期の余暇活動について調査・研究していきます。</p>

	<p>究は行ってください。</p> <p>行動援護について、ガイドヘルパーは仕事の時間が朝と夕に集中するかと思います。その割には対価とかお給料が安いし、同時にこどもが小さい年齢層にはやりづらい仕事と思われます。</p>	
<p>第4章 障害児福祉計画</p>	<p>「医療的ケア児に対する支援体制の充実」について、気管切開など、痰の吸引が必要な児童がいるかと思ひます（高齢者などでも同じだと思ひますが）。在宅では看護師や家族が行うことになるかと思ひますが、夜間となるとどうしても家族の負担が大きくなるかと思ひます。特に母親にその負担が集中してしまひます。常勤で働きたいけど、働けない母親が多くいるかと思ひます。母親に限らず、父親、祖父母、兄弟、姉妹、同居者、パートナーなど、その支援体制の整備ができる環境を作っていただければと思ひます。</p>	<p>同行援護や行動援護などのガイドヘルパーの不足については、国や都などに状況を伝えると共に、事業所と連携して人材の確保等、課題解決に努めていきます。</p> <p>医療的ケアが必要な児童への支援には、障害福祉以外にも保健医療、教育・保育等の核関連分野との連携が必要です。各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制の構築を目指していきます。</p>
	<p>発達支援センターは今までの実績から言つてわかくさがやるべきだ。わかくさが発達支援センター化した際には学齢期の訓練や学齢期のグループ療育、障害児の親へのカウンセリング、ペアレントメンターなどを充実させて欲しい。</p>	<p>児童発達支援センターについては、わかくさ学園が担つてきた機能を勘案し、「地域支援体制の構築」「障害児相談支援の提供体制の確保」について検討します。</p>
	<p>保育所、保育園だけの訪問以外にも放課後デイサービス、学校とも繋がつて切れ目のない支援をしていつて欲しい。もっとやれる事はたくさんあるはず。市がやろうとしてないだけだ。</p>	<p>切れ目のない支援体制の構築に向けて、教育機関や障害関連事業所と連携体制の確保に努めていきます。</p>
	<p>関係機関と連携とあるが、具体的にどう連携を図つていくのかの明言がない。現在、我が子の事で教育相談室を利用しているが、ただ相談を聞くだけでどことも連携している様子が見られない。教育相談室1つ取つても連携が見られないのに、どうやって連携を取つて行くつもりか。相談者がたらい回しになる事がないようにしてほしい。</p>	<p>既実施している連携体制を含め、切れ目のない支援体制に向けて検討していきます。</p>
	<p>「特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備」について、重心、医ケア児の受け皿は今までわかくさが担つて来たが将来的には地域の事</p>	<p>「特別な支援が必要な児童」については、在宅や入院中、施設入所中など、様々な生活実態があり、必要と</p>

	業所に任せるのか。特に医ケア児の受け入れ先が限られている。	される支援の内容も異なります。そうした児童が地域の身近な場所で適切な支援を受けられるような仕組みに向けて、課題などについて整理していきます。
	保育所等訪問支援について、保育所を利用する児童に受給者証が必要なのか？その場合、手帳、診断書が必要？そもそも親が障害に気づいてないケースもあり発達障害疑いの場合はどうするのか？	「保育所等訪問支援」は児童福祉法に規定される障害児通所支援サービスです。受給申請には、各種障害者手帳若しくは診断書が必要です。
	「障害児福祉計画の基本的な考え方」の中で、「障害児通所支援等」とは民間も含むものと思われ、「地域における中核的な支援施設」とはわかき学園と思われる。「平成 32 年度に向けた目標の設定」の中では「わかき学園」と表記されているのに、なぜ「障害児福祉計画の基本的な考え方」ではわかりにくい表記になっているのか。	「障害児福祉計画の基本的な考え方」は計画の概要と記載したもので、「平成 32 年度に向けた目標の設定」は基本的な考え方をもとにより具体的に目標を定めたものになります。
	「障害児福祉計画の基本的な考え方」の「保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援」の中で、関係機関と連携した支援とあるが、縦割りではなく、横のつながりを整備し、相談者が「たらい回し」とならないよう強化していただきたい。また、医療機関での機能訓練（OT・PT 等）が受けられなくなるケース（年齢・学年が上がることで）について地域で訓練等が受けられるように整備していただきたい（以前からお願いしているが）。	既の実施している連携体制を含め、切れ目のない支援体制の充実と構築に努めていきます。
	「障害児福祉計画の基本的な考え方」の「地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進」の中での「障害児通所支援事業所等」も民間を含むものと読み取れるが、長年の経験や実績がない事業所には難しいと思われる。民間の事業所に保育所等訪問支援を担わせるのは乱暴な計画ではないか。	基本的な考え方をもとにして、より具体的な目標を定めた「平成 32 年度に向けた目標の設定」において、「現在行っている事業を継続し、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に努めていきます。」としています。
	「障害児福祉計画の基本的な考え方」の「特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備」については乳幼児期については公設公営であるわかき学園が東久留米市の責任で受け入れ、支援を行うべきである。	「特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備」については、地域の身近な場所で適切な支援を受けられるような仕組みに向け、課題等について整理し

	<p>また、学齢期については特別な支援が必要なケースについても利用可能なデイサービス等の整備を早急に強化していただきたい。重症心身障害児に対する入浴サービスなど具体的な支援が受けられるよう計画に加えていただきたい。</p>	<p>ていきます。</p>
	<p>「平成32年度に向けた目標の設定」の「地域支援体制の構築、障害児相談支援の提供体制の確保」の文章が曖昧な表現でわかりにくい。長きにわたる実績や経験を生かしてわかくさ学園が児童発達支援センターを担って行くべきではないか。「検討します」という表現はどのような意味を持つのか。引き続きわかくさ学園が公設公営で児童発達支援センターとして、東久留米市の障害児支援の中核となるべきである。</p>	<p>本計画では、児童発達支援センターについて、わかくさ学園が担ってきた機能を勘案し、「地域支援体制の構築」「障害児相談支援の提供体制の確保」について検討するとしています。</p>
	<p>障害児福祉計画の32年度に向けた目標のところで、わかくさ学園が40年近く築き上げてきたものを評価しているのにも関わらず、わかくさ学園が発達支援センターになるという明記が無いのは何故か。新たなものを作るには、時間とお金がいるだろう。無駄を省くためにも、今ある市の財産を使うべきではないかと思う。</p>	
	<p>「保育所等訪問支援」の中で「障害児」とあるが「疑い」または「発達に遅れがある程度」などのケースの扱いはどのようになるのか。「障害児」とは受診して診断がつくことを意味すると思われる。</p>	<p>保育所等訪問支援のサービスの利用には、申請と各種障害者手帳若しくは診断書が必要となります。</p>
	<p>子供がわかくさの卒園児で、卒園後も色々とお世話になっているのですが、障害児福祉計画の中に、わかくさ学園で行ってきた療育を受け継ぐと言った文章がありましたが、わかくさ学園は無くなってしまいうのでしょうか？</p>	<p>本計画において、わかくさ学園の廃園についての記述はありません。</p>
その他	<p>障害者差別解消法について、東久留米市での取り組みに関する要領の策定も強く望みます。どこかがやるのを待つ、ではなく、旗振り役として行政の方々も前に進んでください。</p>	<p>「障害者差別解消法」については、本計画では記載がありませんが、先に策定した「東久留米市障害者計画」に基づき取り組んでまいります。</p>
	<p>全体的に「曖昧でわかりにくい表現」となっている。「障害児本人のため</p>	<p>本計画は障害者総合支援法、児童福祉法や国の基本的</p>

	の計画」であるということを明確にかつ具体的にわかりやすく表記していただきたい。	な指針に基づいており、これに即した表現を用いています。
	良くも悪くも読み取れる書面の様感じたので、もう少し丁寧に説明していただきたい。	